

事務連絡
令和6年4月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1
(令和6年3月29日)」の正誤(その2)及び
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2
(令和6年4月5日)」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
VOL. 1 (令和6年3月29日)」及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
VOL. 2 (令和6年4月5日)」を別紙のとおり訂正することとしますので、
御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮を
お願いします。

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）」の訂正について

| 該当箇所 | 訂正後 | 訂正前 |
|-----------------|--|--|
| <p>P.14 問32</p> | <p>(常勤看護職員等配置加算の取扱い)</p> <p>問32 <u>主に重症心身障害児者を通わせる多機能型事業所(生活介護と児童発達支援又は放課後等デイサービス)で常勤看護職員等配置加算を算定する場合は、当該多機能型事業所全体で、常勤換算方法により算出した看護職員の員数に応じて算定することが可能か。</u></p> <p>(答)</p> <p><u>当該多機能型事業所全体で配置している看護職員の常勤換算員数に応じて算定が可能である。例えば常勤換算方法で5人の看護職員が配置されていれば、常勤看護職員等配置加算は定員に応じた単位数に5を乗じた単位数を算定することが可能である。</u></p> | <p>(常勤看護職員等配置加算の取扱い)</p> <p>問32 <u>常勤看護職員等配置加算については、多機能型事業所の場合、多機能型事業所全体で看護職員を常勤で配置していれば良いか。</u></p> <p>(答)</p> <p><u>貴見のとおり。</u></p> |
| <p>P.23 問58</p> | <p>(答)</p> <p>目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と</p> | <p>(答)</p> <p>目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と</p> |

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| | <p>の差額を加えて得た額以上である場合</p> <p>(以下略)</p> | <p>の差額を加えて得た額 (当該額が前年度における当該指定 <u>就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回 る場合には、当該前年度における指定就労継続支援B型事 業所等における平均工賃月額)</u> 以上である場合</p> <p>(以下略)</p> |
|--|---------------------------------------|--|

○ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）」の訂正について

| 該当箇所 | 訂正後 | 訂正前 |
|----------|---|---|
| P.10 問24 | <p>(答)</p> <p>開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。</p> <p>また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は<u>小数点第2位を切り上げるものとする。</u></p> <p>例：14.679人の場合⇒14.7人</p> <p>加えて、平均工賃月額<small>の</small>小数点については、円未満を四捨五入する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>(答)</p> <p>開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。</p> <p>また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は<u>小数点第2位を四捨五入する。</u></p> <p>例：14.679人の場合⇒14.7人</p> <p>加えて、平均工賃月額<small>の</small>小数点については、円未満を四捨五入する。</p> <p>(以下略)</p> |